

第5回（平成26年度第1回）新居浜市地域公共交通会議録

- 日 時 平成26年8月25日（月）
13:00～13:30
- 場 所 新居浜市役所 3階 応接会議室
- 出席者 公共交通会議委員：8名 門田正孝委員、黒河敏則委員、八田祐樹郎委員
砂田篤志委員、藤田節夫委員、谷口政賀津委員
真鍋公孝委員、寺村伸治委員
事務局：和田別子山支所長、山本副所長、和田総務係長、近藤専門員
傍聴者：4名
- 新居浜市地域公共交通会議 次第
- 1 開会
 - 2 委員自己紹介
 - 3 議事
 - 1 新居浜市別子山地域バスの運行について
 - 2 自家用有償旅客運送に係る登録の更新について
 - 3 その他
 - 4 閉会

1. 開会

【会長】

定刻がまいりましたので、只今から、第5回（平成26年度第1回）新居浜市地域公共交通会議を開催いたします。

委員の皆様におかれまして、御多忙のところ別子山地域バスの運行に関する地域公共交通会議に御出席いただき誠にありがとうございます。

本日の会議では、お手元の会議次第にございますとおり、今年度から運行路線の一部を変更している地域バスの利用状況に関する報告及び自家用有償運送に関する登録の有効期限が本年9月30日までと迫っておりますことからその更新に関する事項についてご審議いただきたいと考えておりますので、何卒よろしくお願いたします。

なお、本日の地域公共交通会議には、過半数以上の委員の皆様に出席をいただいておりますので、新居浜市地域公共交通会議設置要綱第6条第2項の規定によりまして、この会議が成立しておりますことを御報告いたします。

なお、欠席されています委員さんからは議決権行使に関する委任状が提出されておりますのでご報告させていただきます。

また、本日の会議は、設置要綱第6条第5項の規定によりまして、公開しておりますので御承知いただけますよう、お願いたします。

なお、本日の会議の司会進行につきましては、会議資料 2 ページでございます「新居浜市地域公共交通会議の設置要綱」に基づきまして、本会議の会長である私が務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2. 委員自己紹介

【会長】

委員の皆様には、平成 25 年 8 月から平成 27 年 8 月までの任期で委嘱させていただいておりますが、今回が新年度になって初めての会議であるとともに、人事異動等で一部の委員様が交替されておりますので、ここで各委員さんに改めまして自己紹介をお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

【各委員自己紹介】

ありがとうございました。

続きまして、事務局の職員を紹介いたします。

(事務局職員紹介)

3. 議事

議題 1 新居浜市別子山地域バスの運行について

【会長】

それでは、議事を進めてまいります。

議題 1、新居浜市別子山地域バスの運行について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

まず初めに、本日、初めて会議にご出席いただきました委員さんもいらっしゃいますことから、別子山地域バスの運行、並びに、新居浜市別子山地域公共交通会議設置要綱、これらに関連して、本日の会議の趣旨説明を行わせていただきます。

お手元の資料の 1 ページをお開き下さい。

「新居浜市地域公共交通会議」設置要綱の概要についてでございますが、まず、会議の設置目的といたしましては、第 1 条に、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議することとあります。任務といたしましては、第 2 条に、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項などについて、協議することとなっております。

続く第 3 条、組織につきましては、地域公共交通に密接に係る委員 8 人で構成され

ており、その任期は、委嘱又は任命の日から2年間となっております。

なお、皆様への委員の委嘱期間は、平成27年8月25日となっております。

なお、第5条にありますように本会議には、会長を置くこととなっており、会長は委員の互選によって定め、会務を総理し、本会議を代表いたします。

また、第6条では、会議は、会長が招集し、会長が議長となりますが、委員の過半数の出席がなければ会議を開催することができないこと、会議の議事は、3分の2以上で決すること、会議で協議が整った事項につきましては、新居浜市等、関係者はその結果を十分に尊重し、当該事項の誠実な実施に努めることとなっております。

次に、お手元の資料の5ページをお開き下さい。

別子山地域バスの運行に関する経緯・経過についてでございます。

現在運行している別子山地域バスは、旧別子山村と新居浜市との合併時に策定した、「新市建設計画」に基づき、別子山地域住民の利便性の確保及び別子山地域と市街地との一体性の確保をすることなどを主な目的として、新居浜市が運送主体となって、別子山地域と新居浜市街地とを結ぶ、地域唯一の公共交通機関として、平成18年4月28日から運行を開始いたしております。その後、民間バスの路線廃止に伴い通学・通院者の移動手段を確保するため平成22年5月1日から激変緩和を目的とした時限措置として、別子山地域と四国中央市方面とを結ぶ路線を運行いたしておりましたが、通学利用者がいなくなり、時限措置期間も終了を迎えたことから平成26年3月31日をもって四国中央市方面への運行路線が廃止されております。

これにより、別子山地域と市街地を結ぶ路線が新居浜市街地方面1路線のみとなることから、平成26年4月1日より地域住民の皆様の利便性向上を目的として、同方面への運行を1往復2便増便し、毎日3往復6便体制で運行いたしております。

以上、説明が長くなりましたが、

議題1、新居浜市別子山地域バスの運行についてご説明させていただきます。

まず、路線又は運送の区域等についてでございます。

6ページをお開きください。これは、自家用有償旅客運送者として四国運輸局愛媛支局に認められた内容が記載された登録証でございます。3項目めに、運送主体として新居浜市、4項目めに、自家用有償運送の種別として、交通空白輸送となっております。5項目めの路線については、7ページをご覧ください。新居浜市別子山から新居浜市新田町2丁目の住友別子病院までの路線と別子山地域内路線の2つの路線となっております。

各路線の詳細といたしましては、8ページをご覧ください。路線1：新居浜市街地方面便の運行コースは、別子橋を出発して、新居浜駅を経由し、住友病院前までの46.5キロメートルとなります。この路線の停留所につきましては、9ページに示しておりますのでお目通しをお願いいたします。

この路線は、別子山地域と市街地を結ぶ唯一の公共交通手段であり、地域住民の皆様の日常生活を維持するために欠かせないものとなっております。主な利用目的は、通学・通院や買い物と伺っております。

次に10ページをご覧ください。路線3:別子山地域内の運行便は、別子山支所と別子橋の間、8.9キロメートルでございます。

地域内運行便は、別子小学校へ通学する児童が登校時に利用いただいておりますが、その他の利用はほとんどございません。

引き続き、別子山地域バスの利用状況についてでございます。

11ページをご覧ください。中段左の表が、別子山地域バスの運行を開始した平成18年度以降の利用人数に関する一覧でございます。

資料に記載のとおり、利用人数については、新居浜市方面便は、20年度の3,775人、地域内利用を含めた四国中央市方面便は、平成23年度の3,792人をピークに利用人数は減少傾向にあります。原因といたしまして、別子山地域の人口減少と、これに伴い通学利用等が減少していることなどが考えられます。

直近の状況でございますが、平成25年度の利用人数は、新居浜市方面便が3,284人で前年度と比較して810人増加しております。また、四国中央市方面便は、1,759人となっており、前年度の2,601人と比較して842人減少いたしております。これらの原因といたしまして学生の通学利用の増減や四国中央便が時限措置により廃止されることから転院などの新居浜市街地方面への移行が影響しているものと考えられます。

また、今年4月から先月末までの利用人数につきましては、中段右の表をご覧ください。各月ともに前年を上回っており、合計利用人数は2,015人となっております。これは前年同月時点と比較して675人の増加となります。なお、廃止された四国中央市方面便の前年同月時点での利用人数が621人であったことから、これを含めた総数で比較しても前年より54人多い結果となっております。

四国中央市方面便が廃止され、現在の運行形態になってから4か月が経過しておりますが、市街地へ向けた運行に関しましては特に苦情は伺っておりません。

次に、地域バス運行に係る事業経費についてでございます。12ページをお開きください。下段の表が地域バスの運行に要した経費でございます。青色の部分が平成25年度事業費で、2,123万円ほどとなっております。その財源の内訳といたしましては、別子山振興基金の繰入金、358万円、率にして約17パーセント、電源立地地域対策交付金 606万円、約28パーセント、過疎債の借入金が1,010万円、約48パーセント、バス乗客収入が148万円、約7パーセントでございます。

また、主な支出といたしましては、バスの運行委託料として、3路線併せて、1,563万円、燃料費が、381万円、車両等の修繕費が123万円となっており、この3項目で、支出総額2,065万円の約97パーセントを占めており、残りは税金や保険料・事務費などとなっております。

なお、今年度の予算額は、1,959万円と前年度予算額と比較して318万円の減少となっております。これは、四国中央市方面便の廃止に伴う運行経費の減少に伴うものです。

地域バスの運行に供している車両関係に関する費用につきましては、表の上段をご覧ください。これまでにマイクロバス 1 台ワゴン車 2 台を購入し、諸経費併せまして約2,000万円支出しており

ます。現在運行している、マイクロバス車両も購入後8年が経過し、走行距離も約48万キロメートルとなり、また、除雪剤を散布した道路の走行とあいまって、痛み・老朽化が目立ち始めており、年々修繕を要する箇所が増加している傾向にあります。

人命を預かる車両の安全安心を確保するため、事務局といたしましては、適切な時期に車両の購入を行いたいと考えております。

なお、現在稼働している車両は3台で、内訳といたしましては、18人乗りマイクロバス1台と9人乗りワゴン車2台となっております。また、運行時刻につきましては資料の13ページ、料金につきましては資料の14ページをご参照ください。

以上が、地域バスの現在の運行状況でございます。

【会長】

以上、議題1に関する事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(委員から異議なしの発言)

【会長】

それでは、議題1につきましては、承認ということで、よろしいでしょうか。

・・・承認・・・

【寺村会長】

議題1につきましては、承認とさせていただきます。

議題2 自家用有償旅客運送に係る登録の更新について

【会長】

それでは、議題2、自家用有償旅客運送に係る登録の更新について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議題2、自家用有償旅客運送の登録更新についてご説明させていただきます。

お手元の会議資料6ページをご覧ください。自家用有償旅客運送者登録証の中段、2項目め、登録の有効期間につきましては、平成26年9月30日までとなっております。

現在、事務局におきましては、引き続き別子山地域バスの運行を継続するために、四国運輸局愛媛運輸支局から御指導・御助言をいただきながら、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、有効期間の更新登録申請の準備をいたして

おります。

その中で、同法施行規則第51条の3第4項の規定に、更新登録の申請には、「地域公共交通会議において協議が整っていることを証する書類」を添付する事とされておりますことから、登録証に記載されている「運送主体」、「交通空白輸送、市町村福祉輸送の別」、「路線又は運送の区域」等について、ご審議いただきたくお願いいたします。

なお、今回の更新申請が認められた場合は、有効期間は平成26年10月1日から平成29年9月30日となる見込みでございます。

また、登録証には記載されておりませんが別子山地域バスとして使用している車両3台のほか、公用車を予備車両として1台申請いたしておりましたが、四国中央市方面便が廃止されたことに伴い今回の申請は地域バス車両3台で行いたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で、事務局からの説明を終わります。

【会長】

以上、議題2に関する事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

皆様からの忌憚のない御意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

(委員から異議なしの発言)

【会長】

それでは、議題2につきましては、承認ということで、よろしいでしょうか。

・・・承認・・・

【寺村会長】

議題2につきましては、承認とさせていただきます。

議題3 その他

【会長】

続きまして、議題3 その他について事務局からお願いいたします。

【事務局】

議題1及び議題2につきまして御承認いただき誠にありがとうございました。

「その他」として事務局から1件ご報告させていただきます。

本年5月19日に「高齢者等の交通手段の確保対策に関する実態調査」として、別子山

地域バスの運行について事務局担当職員はもちろんのこと運行受託事業者である有限会社光タクシー様にも、愛媛県行政評価事務所による聞き取り調査が行われました。

結果は、後日公表されると伺っておりますが、聞き取り調査の場においては、運行に関する特段の問題はございませんでした。ただし、簿冊整理について若干の御指導がございましたので、事務局で対応いたしております。

以上で御報告を終わりますが、別子山地域バス全般に関しまして、委員の皆様から何かございましたら御意見を賜りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【会長】

事務局から説明がございましたとおり、別子山地域バス全般に関しまして、どのようなことでも構いませんので、各委員の皆様方から、何か御意見、御質問、参考になるようなことがございましたら、御発言をお願いしたと思いますので、よろしく願いいたします。

【委員】

地域公共交通会議委員の皆様には、別子山地域における唯一の公共交通手段である別子山地域バスの運行について熱心な協議・ご検討をいただき誠にありがとうございます。地域住民を代表いたしましてお礼申し上げます。

さて、現在の別子山児童の通学の状況を踏まえて、地域バスの運行時間について、お伺いいたします。

現在、別子山地域内には 6 人の小中学生が在住しており、5 人が地域バスを利用しています。その内、2 人は市街地の角野小学校、3 人は地域内の別子小学校へバス通学しております。

現在の地域バスの運行時間は、朝の登校時は利用しやすい時間となっておりますが、下校する時間帯の運行については、市街地へ通学する子供には都合のよい時間となっておりますが、別子小学校の通学児童が利用するには、学校終了後、地域バスの到着を 1 時間以上待つこととなります。地域内の運行時間については、連合自治会で話し合いした際には、別子小学校への通学児童が居なかったため現在の時刻となりましたが、今後の新入生や転校生等のことを考えて心配する声は当初より出ておりました。

現在、別子小学校の児童 3 名は、保護者のお迎えのもと、自宅まで約 3 キロメートルを歩いて帰宅している状況となっております。地域内で運行時間について話し合いが持たれた際に利用実態に応じて変更等が必要な場合は、再検討を行うことになっておりました。子供は地域の宝であり、日の入り時間が早くなるこれからの時期を迎えるにあたり、安全な通学に支障が出るのではないかと案じております。

地域バスの運行時間を別子小中学校の下校時間に合わせて運行時間の変更はできないのか、お伺いいたします。

【会長】

事務局から回答をお願いします。

【事務局】

事務局から回答いたします。

別子山地域バスは、地域住民の円滑な移動に資することも大きな目的の一つと考えておりますことから、地域住民の皆様にとって利用しやすい時間となることも大変重要であると認識しております。このため、現在の地域バス運行につきましては、別子校区連合自治会でご審議いただき、その総意をもって決定に至った経緯がございます。

委員さん、ご指摘のとおり別子小学校児童が下校時に地域バスを利用される場合は、1時間程度の待ち時間が必要となりますが、この点につきましては、事務局担当職員が保護者・学校と面談を行っております。この結果、保護者から下校時は保護者がお迎えに行くことを考えておりバス利用は考えていない。また、保護者が対応できずバスを利用して下校する場合は、バスが到着するまで学校内で先生が対応するとともに、地域バス乗車場所まで同行することなどの見守り体制を確認しております。

現在のところ、下校時の利用もほとんど無く保護者からの要望等も伺っておりませんが、今後も学校と連携をとりながら注意深く見守ってまいりたいと考えております。

運行時間の変更につきましては、地域自治会の総意に基づき今年4月から運用を開始したところであり、当面は現在の時間で運行を継続してまいりたいと考えておりますが、地域の皆様からのご要望等がございましたら、校区連合自治会や関係機関等に諮り、ご意見をお伺いしながら、地域住民・利用者の皆様がより便利で利用しやすい地域バスになるよう努めてまいります。

【会長】

この件につきましては、四国中央市方面への運行路線を廃止することに伴い、昨年度、地元連合自治会等で御協議いただいております。その際には、地域在住児童が市街地小学校への就学を希望しておりましたことから、地域内小学校への就学予定児童は不在と言う想定のもとで現在の運行時間が決定され経緯がございます。当初から、何も検討していなかった訳ではない旨ご理解ください。

現在の地域バス車両数（2台）による運行体制では、別子小学校の下校時間に合わせることは難しい状況にありますが、別子山地域は世帯98世帯179人となっていることから、転入等の施策を薦めておりますので、その状況によっては運行時間の見直しも必要かと考えております。

【会長】

その他、ご意見等はございませんでしょうか。

【委員】（愛媛運輸支局）

現在、国土交通省では、自家用有償旅客運送に関する権限委譲について検討が進められております。来年4月から地方公共団体へ委譲されることになると思われます。委譲については、手挙げ方式になりますので新居浜市が希望される場合は、お申し出いただくこととなります。運輸支局といたしましても委譲が推進されますよう、支援体制の準備を行っておりますのでよろしくお願いいたします。

これにより、地域のことは地域で決めることがより簡潔となりますことから地域の実情や要望を反映できるものと思います。

【会長】

ありがとうございます。

来年度から新居浜市が希望すれば権限が委譲されるとのことですが、自家用有償旅客運送の実施主体である新居浜市に対して新居浜市が許可権限を持つことに問題はありませんか。

【委員】（愛媛運輸支局）

希望する地方公共団体への権限委譲となりますので、愛媛県とか新居浜市に委譲することとなります。

【会長】

ありがとうございました。手続きが簡素化されて地域の実態が反映されやすくなることは望ましいことと思います。

その他、ご意見等はございませんか。

【委員】

事務局から現在運行している車両について説明がございましたとおり、車両の整備や更新は安全確保には必要不可欠であると考えられます。現在の車両は購入から長期間が経過していること、走行距離が40万キロメートルを超えていることなどから運行受託者が注意していても安全確保に困難が生じる場合がある。利用者の利便性と安全確保について十分にご配慮いただき早期の車両購入を検討していただきたい。

【会長】

ありがとうございました。

事務局には、車両の状況について財政当局と協議を行いながら早急に対応するようお願いいたします。

その他、ご意見はございませんか。

4・閉会

【会長】

それでは、以上をもちまして、本日の地域公共交通会議は散会いたします。
ありがとうございました。